

福生青年会議所 会員資格規定

福生青年会議所会員資格規定

第1章 目的

第1条 本規定は本会議所会員の資格および入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 入会

第2条 入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- 1) 入会后満1年以上経過している者で前年度例会出席率60%以上の者または直前1年間の例会出席率60%以上の者。
- 2) 被推薦者に対して1ヵ年間の義務履行の連帯保証が出来る者。

第4条 理事長は入会資格審査を会員拡大を担当する委員会へ委託する。

第5条 会員拡大を担当する委員会は推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会へ答申する。

第6条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

第7条 入会を承認されたものは入会金および会費の納入をもって正会員となる。但し入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしない場合は、理事会はその決議により承認を取り消すことが出来る。

第8条 定款第14条に定める入会金ならびに年会費とは、

- 1) 入会金 正会員 金10,000円
シニア会員 金50,000円(終身会費)
年会費 正会員 金100,000円
準会員 金100,000円
賛助会員金10,000円(1口以上)
特別会員 金100,000円
- 2) 会費は年の途中で入会を承認された者については、その承認月からの月割とする。但し、円未満の端数は切り捨てる。

第3章 会費の納入

第9条 定款第14条に定める年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。

但し、会費を1月31日と6月30日迄の2期に分けて半額ずつ納入することが出来る。

第4章 会員の失格

第10条 定款第18条の定める行為があった時は、会員拡大を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第11条 年会費を所定の期日までに納入しない会員に対しては、財務理事は勧告を行ない理事会に報告しなければならない。

第12条 例会および委員会に対して欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行ない、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示および行為のない場合は理事会に報告する。

第13条 前条並びに第11条の報告を受けた理事会は当該委員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむことができる。

第5章 休会

第14条 病気または海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされるときは休会届を提出し理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第6章 準会員

第15条 定款第8条第2項の有資格者で準会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入したのち準会員となることができる。

第16条 準会員は委員会に配属され、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権および被選挙権並びに選挙権を有しない。

第7章 シニア会員

第17条 定款第9条の有資格者でシニア会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入したのちシニア会員となることができる。

第18条 シニア会員は本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権および被選挙権並びに選挙権を有しない。

第8章 名誉会員

第19条 正会員および本会議所のシニア会員でないもので、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により名誉会員となる。

第20条 名誉会員は本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権および被選挙権並びに選挙権を有しない。

第9章 賛助会員

第21条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む企業及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

(2) 会員資格は1年限りとする。

第22条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会へ提出する。

第23条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第10章 特別会員

第24条 本会議所の趣旨に同意し、共に活動しようとする個人は理事会の決定により特別会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

(2) 会員資格は1年限りとする。

第25条 特別会員を希望する者は、所定の申込書を理事会へ提出する。

第26条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第11章 顧問

第27条 顧問は、本会議所の正会員でなく、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与えるもので、原則として任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

細則

第28条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附則

本規定は、1978年8月20日より施行する。

但し、第3条(1)については、1979年8月20日より施行する。